

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

ほっかいどう きたとうほく ちゅうしん じょうもんいせきぐん
北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

ほっかいどう ちとせし はこだてし だてし もりまち どうやこちょう
北海道 千歳市、函館市、伊達市、森町、洞爺湖町
あおもりけん あおもりし ひろさきし はちのへし し そとがはままち しちのへまち
青森県 青森市、弘前市、八戸市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町
いわてけん いちのへまち
岩手県 一戸町
あきたけん かづのし きたあきたし
秋田県 鹿角市、北秋田市

3. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

| | |
|----------|----|
| 適用種別 | 遺跡 |
| 文化的景観の有無 | 無 |

4. 資産の概要

「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」は、紀元前 13,000 年から約 1 万年間にわたって日本列島で成立・発展した縄文文化を具体的に示す、代表的な 18 の遺跡によって構成される考古学的遺跡群である。

推薦資産は、日本列島の北部、すなわち北海道南西部、青森県全域、岩手県及び秋田県北部に位置する。それぞれの遺跡は優れた価値をもち、非常に良い状態で保存されていることから、文化財保護法の下に特別史跡又は史跡に指定され、国及び管理を所管する地方自治体により万全な保護措置が講じられている。

これらの考古学的遺跡の組み合わせが総体として示す縄文文化は、世界的にも稀な生物多様性に恵まれた生態系に適応・発展し、水産資源や森林資源などの豊かな有用資源を維持・管理することによって、本格的な農耕と牧畜を選択することなく、狩猟・採集・漁労を生業の基盤としながら定住を達成し、自然と共生しながら協調的な社会をつくり上げ、かつそれを長期間継続し得たという点で、一般的な新石器文化とは全く異なる我が国特有の稀有な先史文化といえる。

推薦資産が位置する北海道・北東北には、日本列島の中でも縄文遺跡が濃密に分布し、縄文文化の全般的な特徴を顕著に示す重要な遺跡が所在する。この地域では、縄文文化の普遍的な要素である貯蔵穴や、大型竪穴建物跡が他地域に先駆けて出現したほか、大型環状列石や周堤墓など、他地域には稀にしか見られない大規模記念物が多く作られた。また、日本列島で最も古い年代に位置づけられる土器・漆製品が出土し、精神文化を顕著に示す土偶が集中的に分布するのに加え、縄文文化の代表的な交易品の一つであり、産地が遠隔地に限定されるヒスイ製品や黒曜石製品も本地域に多く出土している。これらは地域的な特徴にとどまらず、縄文文化の価値や特徴を最も顕著に示すことから、本地域が縄文時代を通して高い求心力を持った中核的な地域であり、縄文文化を代表する地域であるといえる。

推薦資産を構成する 18 遺跡は、縄文時代の各時期区分（草創期：紀元前 13,000

年～紀元前 9,000 年頃、早期：紀元前 9,000 年～紀元前 5,000 年頃、前期：紀元前 5,000 年～紀元前 3,000 年頃、中期：紀元前 3,000 年～紀元前 2,000 年頃、後期：紀元前 2,000 年～紀元前 1,000 年頃、晩期：紀元前 1,000 年～紀元前 300 年頃) のすべてを網羅して、各時期の縄文文化の特徴を示す物証となる。また 18 遺跡からなる構成資産は、縄文文化全般にわたって継続的に形成された同一の文化圏の中に含まれることから、相互に強い結びつきを持つ一連の資産として、縄文文化の総体的特徴と通時的変遷を具体的に示している。

また、構成資産は、縄文文化によって達成された定住の物証として、集落遺跡と記念物、それぞれの重要な要素をもつ遺跡を網羅している。集落遺跡は、土器の出現による定住の初期的様相を示す遺跡、集落の構成要素が確立したことを示す遺跡、竪穴建物跡の構造やその多様さを示す遺跡、成熟した社会や生活を具体的に物語る大規模集落や、定住を支える環境・生業活動の内容を示す貝塚を含む遺跡、有機質遺物が良好な状態で埋蔵された低湿地を伴う遺跡などで構成される。祭祀や精神的な活動の拠点となった記念物は、大規模な盛土遺構をはじめ、土地造成を伴う竪穴墓域や周堤墓を含むほか、縄文文化の代表的な記念物である環状列石については、その出現から終焉を迎えるまでの変化の過程と、性格や立地の多様さを示す全ての構成要素を網羅している。

さらに、構成資産においては、クリなどの有用植物を維持する人為的生態系が高精度に解明されており、人類と環境との交渉の典型的な姿を示す物証といえる。このほか、海岸部と内陸部の丘陵地帯、湖沼、河川流域などに立地して多様な地理的環境への適応を示すほか、精神性を反映した土地利用を示す遺跡を含むことから、持続可能な土地利用形態をよく示している。これらから、自然との共生の典型的な姿を示す物証といえる。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 暫定一覧表記載から平成 25 年 4 月 19 日世界文化遺産特別委員会報告時点
(基準日：平成 25 年 3 月 1 日) までの取組・体制整備の状況

[体制の整備]

① 4 道県、関係自治体共同推進体制

平成 21 年 6 月、4 道県知事による協定を締結し、共同推進体制を整備

- ・ 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部 (4 道県知事、関係自治体の首長、教育長)
- ・ 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議 (4 道県・関係自治体の文化財保護主管課長)
- ・ 縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会 (考古学、環境、世界遺産関係の専門家 7 名)

② 関係自治体の体制整備の状況 (H26. 3. 1 までの状況)

- ・ 北海道：「縄文世界遺産推進室」設置 (H23. 6)
- ・ 青森県：「世界文化遺産登録推進プロジェクトチーム」設置 (H18. 4)
- ・ 岩手県：教育委員会生涯学習文化課の埋蔵文化財担当職 2 名で対応
- ・ 秋田県：「文化財保護室埋蔵文化財・世界遺産登録推進班」設置 (H21. 4)
- ・ 一戸町：「世界遺産登録推進室」設置 (H22. 4)
- ・ 青森市：「埋蔵文化財・世界遺産チーム」設置 (H23. 4)

- ・ 七戸町：「世界遺産対策室」設置（H25.4）
- ・ 関係市町：教育委員会の文化財保護行政担当部署において担当

〔取組〕

① 会議等の開催

- ・ 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（4道県知事、関係自治体の首長、教育長）
（H21～H24）2回開催 取組方針等を決定
- ・ 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議（4道県・関係自治体の文化財保護主管課長）
（H21～H24）13回開催 推薦書案、保存管理計画等の検討
- ・ 縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会（考古学、環境、世界遺産関係専門家7名）
（H21～H24）12回開催 推薦内容、OUV等の学術的な検討・整理

② 国際会議・国際シンポジウム等の開催

- ・ イギリス・ロンドンで縄文文化説明会（H21.11）
- ・ 海外専門家招へいによる意見交換会（H22.9）
ウィレム・ウィレムス氏（イコモス国際考古遺産管理委員会共同委員長）
- ・ フランス・パリでの縄文文化説明会（H23.1）
- ・ 国際会議、国際シンポジウム開催（青森市）（H23.9）
ダグラス・コマー氏（イコモス国際考古遺産管理委員会共同委員長）
ジョン・ピーターソン氏（イコモス国際考古遺産管理委員会委員）
- ・ イカム年次総会（フランス）への参加（H23.11）
縄文遺跡の顕著な普遍的価値のプレゼンテーション実施
- ・ 国際会議、国際シンポジウム開催（札幌市）（H24.9）
ダグラス・コマー氏（イコモス国際考古遺産管理委員会共同委員長）
ジョン・ピーターソン氏（イコモス国際考古遺産管理委員会委員）
シンティア・ダニング氏（イコモス国際考古遺産管理委員会委員）
劉 國祥 氏（中国社会科学院考古研究所考古学センター副所長）
- ・ イカム年次総会（クスコ）への参加（H24.11）
縄文遺跡の顕著な普遍的価値のプレゼンテーション実施

③ 普及啓発

ア フォーラムの開催

- 縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラム 9回
- 〔東京開催〕 有楽町朝日ホール（H24.1、H25.1）
- 〔4道県開催〕 北海道（H23.11）、青森県（H24.11）
岩手県（H23.10、H24.11）、秋田県（H23.10、H24.11）

イ リーフレット等の作成

- ・ 共通リーフレット（日・英・仏・中・ハンゲル版）作成（H21）
- ・ 各構成資産のハンディサイズのリーフレット（日・英）作成（H23）

（2）平成25年4月19日世界文化遺産特別委員会報告以降、本報告書作成時点
（基準日：平成26年3月1日）、までの取組・体制整備の状況

〔取組〕

① 会議等の開催

- ・ 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部 1回 (H26.2)
今後の取組方針、包括的保存活用体制の整備等を決定
 - ・ 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議 4回 (H25.5、H25.8、H25.10、H26.2)
推薦書案、包括的保存管理計画、諸課題等の検討・整理
 - ・ 縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会 1回 (H25.5)
推薦書案、包括的保存管理計画等の学術的な検討・整理
- ② 国際会議・国際シンポジウム等の開催
- ・ 国際会議、国際シンポジウムの開催 (盛岡市) (H25.7)
ダグラス・コマー氏 (イコモス国際考古遺産管理委員会共同委員長)
郭 旃氏 (イコモス副委員長、中国イコモス国内委員会副委員長)
イアン・リリー氏 (イカム事務局長、クイーンズランド大学教授)
 - ・ イカム年次総会 (カンボジア) への参加 (H26.1)
縄文遺跡群の顕著な普遍的価値に関するプレゼンテーション実施
- ③ 普及啓発
- ア フォーラムの開催
- ・ 縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラム 4回
〔東京開催〕 有楽町朝日ホール (H26.1)
〔4道県開催〕 北海道 (H26.2)、青森県 (H25.11)、秋田県 (H25.11)
- イ リーフレット等の作成
- ・ 共通リーフレット改定版 (日、英) 作成 (H25)
 - ・ 各構成資産のハンディサイズのリーフレット改訂版 (日・英) 作成 (H25)
- ウ ホームページの作成
- ・ ホームページ「JOMON JAPAN 北海道・北東北の縄文遺跡群」作成

6. 推薦に向けた課題

縄文遺跡群のユネスコ推薦に向けて、文化庁から以下の主要な課題が示され、縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会、国際会議等を通じて、課題整理に取り組んでいる。

(1) 推薦範囲について

推薦地域を北海道・北東北に限る理由について精緻化する必要がある。

〔検討・整理の状況〕

これまで13回開催した縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会での検討・整理事項の中から、更に主張を充実できる要素を整理し、課題整理を進めている。

整理に当たっては、これまで検討・整理した文案を、「地理的・地形的環境」、「自然環境」、「歴史的環境」、「文化財保護」の視点から、それぞれ主張すべき項目を分類し、さらにキーワードとなる事項を抽出したうえで、それらに対応した文案の整理を進め、推薦地域を北海道・北東北に限る理由の精緻化に向けた作業を進めている。

(2) 構成資産について

主張する価値に対して構成資産が適切であるか再度の検討、一つ一つの構成資産が推薦資産全体の価値にどのように貢献しているか十分に説明する必要がある。

[検討・整理の状況]

これまで整理した、個々の構成資産と全体資産の関わりや、完全性の観点、同種、同時代の遺跡を構成資産に含むこと等について更に検討を進めている。

また、課題の整理に当たっては、各構成資産が示す通時的変遷と環境変動・気候変動との関係を整理するとともに、定住の達成、自然との共生をキーワードとする評価基準への貢献の状況、保存活用の状況について指標を設定し、各構成資産が当該指標の条件を満たすかどうか検討を進めている。さらに、構成資産同士の関係性の整理も進めている。

[整理概要]

・ 通時的変遷と環境変動・気候変動との関係

縄文時代草創期から晩期までの、環境変動・気候変動（水月湖採取のボーリングコアにおける諸指標、東北北部における海水準変動モデル等）と、縄文時代における主な事象、これらと各構成資産の時期とを一覧にして整理している。

・ 評価基準への貢献

定住の達成をキーワードとする評価基準（iii）は、定住の物証を有するか、定住を支える物証（文化的特徴）を有するか、自然との共生をキーワードとする評価基準（v）は、人間と環境との交渉を示す物証を有するか、持続可能な土地利用形態の特徴を有するかを指標に、全構成資産について整理している。

・ 保存活用の状況

顕著な普遍的価値を理解されるための環境整備が行われているか、各構成資産の保存活用の状況を整理した。

・ 構成資産同士の関係性の整理

評価基準ごとに、各構成資産の特徴を整理し、各構成資産同士の関係性について、それぞれの顕著な普遍的価値への貢献を整理している。

(3) 追加指定、資産に影響を及ぼすおそれのある要因(道路等)への対応について

① 追加指定について

一部抜けている箇所を追加指定を求められている。

[検討・整理の状況]

ユネスコ推薦までに、可能な限り、史跡の追加指定の手続きを進めることを基本とし、史跡の追加指定に時間を要する場合は、調査計画、目標年次を設定するなど、追加指定に向けた見通しを明らかにすることを対応方針として、追加指定を推進している。

ア 平成25年度（4遺跡を追加指定）

北黄金貝塚、是川石器時代遺跡、三内丸山遺跡、御所野遺跡において、調査の結果、追加指定の条件が整った範囲を追加指定。

イ 平成26年度の予定（1遺跡の追加指定を予定）

大湯環状列石について、遺跡内の一部抜けている未指定地の追加指定に向けた作業を進めている。

ウ 平成26年度以降の予定（当面、3遺跡の追加指定を検討）

キウス周堤墓群、是川石器時代遺跡、二ツ森貝塚において、発掘調査、関係者協議を進め、追加指定に向けた所要の作業を進めている。

② 資産に影響を及ぼすおそれのある要因（道路等）への対応

資産に影響を及ぼすおそれのある要因（道路等）への対応方針の明確化が求められている。

〔検討・整理の状況〕

現にある、資産に影響を及ぼすおそれのある要因（道路等）については、何がいつまでにできる見込みであるのか対応方針を検討し示すこと、また、世界遺産登録を目指す以前から道路等の計画が進行している場合においても、資産（プロパティ）への物理的な影響、プロパティからの景観に十分に配慮するとともに、具体的な対応策を明示することを関係者間で調整することを方針とし、課題の整理を進めている。

また、緩衝地帯の設定範囲が十分でないとの指摘が想定される資産の緩衝地帯については、当該自治体において検討を重ねた結果であり、説明内容を補強することで対応していくこととしている。

〔対象資産〕

- ・道路関係 キウス周堤墓群、鷺ノ木遺跡、大湯環状列石
- ・遺跡の中の公共建物 是川石器時代遺跡
- ・道路計画 垣ノ島遺跡
- ・緩衝地帯の設定範囲 長七谷地貝塚

（4）復元整備について

整備や復元整備の考え方について、どのように説明できるのか検討を深め、ある程度のコンセンサスとして示すことが求められている。

〔検討・整理の状況〕

縄文遺跡の復元整備に関する基本的な考え方について、国際憲章、縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会の意見交換を踏まえ整理を進めており、今後、国際会議において更に意見交換し、復元整備に関する基本的な考え方の整理を進めることとしている。

〔整理概要〕

縄文遺跡の復元整備は、地下遺構の理解促進に有効な手法であるが、当時の建物等は残存していないことから、世界遺産の理念において許容される「修復・復元（restoration）」ではなく、「再建（reconstruction）」に相当するとの共通理解のもと、復元整備する目的とその機能、真正性との関係、復元整備する際の留意点などについて整理を進め、縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会の

おおよその理解を得ている。

(5) 包括的な保存活用体制について

推薦資産を構成する自治体数が多く、全体として保全管理について情報共有し、統一的な管理ができることの明確化が求められている。

[検討・整理の状況]

各構成資産の保存活用は、所管するそれぞれの自治体が行うものであるが、北海道・北東北の広域にわたる資産全体を、一体的に保存管理し、整備活用を推進するため、関係自治体等による包括的な体制を整備することとしている。

現在、組織設置に向けた調整、諸手続きを実施しており、世界遺産登録時には既に機能しているよう、速やかに体制を整備することとして協議している。

[整理概要]

自治体間の総合調整機関として以下の体制を整備することとしている

- ・ 縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会（知事、首長、教育長、国出先機関の長 等）
- ・ 縄文遺跡群世界遺産保存活用連絡会議（関係自治体主管課長、国出先機関の課長等、自治体関係課の課長 等）
- ・ 縄文遺跡群世界遺産保存活用専門家委員会（学識経験者、その他）

(6) 顕著な普遍的価値に関する国際的合意形成について（世界遺産暫定一覧表記載時に示された課題）

これまで、海外での縄文文化説明会、国際会議・国際シンポジウムの開催、海外専門家会合への職員派遣等に取り組んできたところであり、本資産の有する顕著な普遍的価値については、国際会議等でも了解、支持されている。

7. 基準の適用

評価基準（iii）、（v）を適合

(iii) 定住の達成と縄文文化の成立・発展を示す考古学的な物証

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群は、本格的な農耕と牧畜を選択せず、狩猟・採集・漁労を生業の基盤として定住を達成し、より成熟した文化へと発展を遂げた先史文化の特徴を顕著に示す物証である。

縄文文化は、多種多様な自然資源の利用により食料事情を安定させ、定住を達成するとともに、この定住システムは、世界でも最古のグループに入る土器や漆工芸を生みだしたほか、日本列島で独特に発展した編組技術、縄文時代以降も長く用いられた建築様式である竪穴建物や掘立柱建物、さらにこの地域で成立した公共的な大型竪穴建物、貯蔵施設の発達のほか、本地域以外にはほとんどみられない大型環状列石や周堤墓等の大規模記念物など、きわめて特徴的な文化を成立・発展させた。

このように、推薦資産は、日本列島において狩猟・採集・漁労を生業の基盤として定住を達成し、成熟した縄文文化の様相を伝承する類い希な証拠である。

(v) 人類と環境との関わり、特徴的な土地利用を示す顕著な見本

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群は、縄文文化の約1万年間に見られた気候変動や、海水準変動に代表される環境変化に適応し、狩猟・採集・漁労を生業の基盤として持続可能な文化の発展を遂げてきた。

縄文里山と呼ばれる人為的生態系を成立させ、有用資源を維持・管理しながら生業を維持してきたことは、自然資源の巧みな利用により持続可能な定住を実現した、自然と共生した人類と環境との理想的な交渉と、再生可能な土地利用を示す顕著な見本である。

また、集落遺跡では、住居、墓、貯蔵施設、祭祀空間、捨て場、道路などが計画的に配置されていることから、一定の社会的規制のもとに継続的に利用されたことが明らかである。また貝塚は、縄文時代全般における海水準変動に関する情報を示し、さらに環状列石・周堤墓などの記念物は、縄文人の精神性を反映した土地利用を示し、自然と共生する当時の世界観、自然観を理解する上で重要な物証を提供する。

このことから、北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群は、日本列島において農耕が行われる時期より以前の先史文化に特徴的な、人類と環境の交渉と特徴的な土地利用形態を代表する顕著な見本である。

8. 真実性／完全性の証明

(1) 真実性

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群は、所在する土地と一体となった遺構とそれらと不可分な関係性を持つ遺物で構成されている。これらは基本的に地下に埋蔵されているが、一部環状列石などは地表面で確認できる。

これらは、所有者や地方公共団体により万全な保護措置が講じられているとともに、自然災害や大規模開発等による影響もなく、その顕著な普遍的価値を表す諸要素の真正性は確保されている。

また、所有者をはじめ関係機関により法令等に基づいた適切な維持管理が行われ、文化資産としての価値を失することなく良好な状態を保っている。

さらに、北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の顕著な普遍的価値は、「狩猟・採集・漁労を生業の基盤とする定住を達成し、長期にわたり継続」、「物質文化と精神文化の発達」、「人類と環境との交渉」、「持続可能な土地利用」の要素に整理でき、これらを示す各構成資産の諸要素についてその真実性は確保されている。

(2) 完全性

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を示す要素である「狩猟・採集・漁労を生業の基盤とする定住を達成し、長期にわたり継続」、「物質文化と精神文化の発達」、「人類と環境との交渉」、「持続可能な土地利用」は、各構成資産の諸要素によって全て表現され、その完全性は確保されている。

また、各構成資産は、これまでの長年の綿密な発掘調査や日本考古学の研究

の蓄積により、顕著な普遍的価値を表す諸要素・過程を完全に代表した適切な範囲が含まれていることは確実である。

さらに、推薦範囲は、文化財保護法に基づく特別史跡、史跡に指定され、長期的に適切な保護・保全が講じられてきた。

資産を取り巻く周辺地域は、文化財保護法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法、景観法に基づく景観条例及び景観計画、地方公共団体独自の文化財保護条例等の万全な保護措置が講じられており、外部からの要因による推薦範囲への負の影響を排除している。

また、構成資産については、それぞれ保存管理計画や整備計画を策定して管理者を明記するとともに、推薦範囲以外についても、保全を担保する法令等の所管する関係機関が明確であり、管理放棄による負の影響はない。

さらに、構成資産の管理者である関係自治体は、周辺環境の保全または改善のための対策を明示した包括的保存管理計画を策定することとしており、構成資産及び緩衝地帯の一体的管理を行っている。

9. 類似資産との比較研究

(1) 海外資産との比較分析

海外資産との比較分析では、世界遺産一覧表及び世界遺産暫定一覧表記載資産との比較分析を行い、特に、日本列島の近隣地域については、東アジアにロシア沿海州も含め、世界遺産一覧表、世界遺産暫定一覧表記載資産、これらの一覧表に記載のない資産についても著名なものを比較対象として比較分析を行う。

海外の同種資産の特定に当たっては、推薦資産の主題、年代、地域に重点を置いて比較項目を特定した上で比較対象を絞り込む。

また、比較対象の絞り込みに当たっては、世界遺産一覧表の概要で人類の定住に関する記載のある資産や、イコモスの研究書「Filling the Gaps」の類型別分析、テーマ別分析を参考に比較対象を絞り込む。

① 比較項目の特定

新石器時代における人類の定住を示す考古学的遺跡で、以下について世界遺産一覧表記載資産の比較分析を行う。

- ・背景となる文化的伝統について
生業、精神文化、技術などの文化的伝統
- ・自然との共生、土地利用について
持続可能な定住生活を実現した自然資源の維持・管理を目的とした自然環境への関与
住居、墓、祭祀空間、捨て場等の計画的な配置による集落構造や都市構造

② 比較検討対象資産

ア アジア地域

(世界遺産一覧表記載資産)

- ・バン・チアンの古代遺跡 [1992年/タイ/iii/集落跡]
- ・ビンベットカのロックシェルター群 [2003年/インド/iii、v/岩絵]
- ・タムガリの考古学的景観にある岩絵群 [2004年/カザフスタン/iii/岩絵]
- ・サラズムの遺跡 [2010年/タジキスタン/ii、iii/集落跡]
- ・レゴン溪谷の考古学的遺跡 [2012年/マレーシア/iii、iv/洞窟遺跡、岩絵]

(世界遺産暫定一覧表記載資産)

- ・良渚遺跡 [2001年/中国/i、ii、iii/集落跡]
- ・牛河梁遺跡 [2008年/中国/i、ii、iii、iv、vi/祭祀遺構]
- ・古蜀遺跡、金沙遺跡、古蜀船棺合葬墓、三星堆遺跡 [2008年/中国/i、iii、iv]

(その他の資産)

- ・興隆窪遺跡 [中国/集落遺跡]
- ・趙宝溝遺跡 [中国/集落遺跡]
- ・姜寨遺跡 [中国/集落遺跡]
- ・クロウノフカ1遺跡 [ロシア沿海州/集落遺跡]
- ・ボイスマン2遺跡 [ロシア沿海州/貝塚遺跡]

イ アジア地域以外

(世界遺産一覧表記載資産)

- ・パフォス [1980年/キプロス/iii、vi、集落跡、神殿跡]
- ・タッシリ・ナジェール [1982年/アルジェリア/i、iii/岩絵]
- ・ボイン溪谷の遺跡群 [1993年/アイルランド/石室墓等]
- ・タヌム岩絵群 [1994年/スウェーデン/i、iii、iv/岩絵]
- ・スホクラントとその周辺 [1995年/オランダ/iii、v/集落跡等]
- ・キロキティア [1998年/キプロス/ii、iii、iv/集落跡]
- ・オークニー諸島の新石器時代遺跡中心地 [1999年/イギリス/i、ii、iii、iv/環状列石、集落跡]
- ・トゥウエイフルフォーンテーン [2007年/ナミビア/iii、v/岩絵]
- ・オアハカ中部溪谷ヤグルとミトラの先史時代洞窟 [2010年/メキシコ/iii/洞窟遺跡、岩絵]
- ・アルプス山脈周辺の先史時代の杭上住居群 [2011年/スイス他5か国/iv、v/杭上住居による居住地跡]
- ・サルーム・デルタ [2011年/セネガル/iii、iv、v/貝塚、墳丘等]
- ・アル・アインの文化的地域 [2011年/アラブ首長国連邦/iii、iv、v/環状墓石群跡、建物跡等]
- ・カルメル山の人類進化遺跡 [2012年/イスラエル/iii、v/洞窟遺跡]
- ・チャタル・ホユック新石器遺跡 [2012年/トルコ/ii、iv/集落・都市遺跡]

(2) 日本国内資産との比較分析

日本国内の資産との比較分析では、資産が含まれる地域外における、特別史跡及び史跡等、保護措置がとられている資産を抽出し、比較分析を行う。

① 地域設定

比較分析は、これまでの日本考古学における研究成果に基づいて、以下の5つの文化圏における史跡を抽出する方法で行うが、比較分析をより確実なものとするため、著名な遺跡等から抽出した情報も含む。

ア 北海道・北東北、イ 南東北、ウ 関東～中部、エ 東海～近畿、

オ 中国・四国・九州

② 比較項目の設定

ア 評価基準 (iii) 定住の達成と、それによる物質文化や精神文化の発達を示す物証

イ 評価基準 (V) 自然との共生と、それにより可能となった持続的な土地利用

(3) 「アルプス山脈周辺の先史時代の杭上住居群」現地調査の実施 (スイス)

調査時期：平成23年11月

調査内容：評価基準への適合性、構成資産の選定方法、緩衝地帯の設定方法等

(4) 比較検討結果

① 海外資産との比較分析

日本列島が属するアジア地域において、既に世界遺産一覧表及び世界遺産暫定一覧表に記載されている、推薦資産と同時期の人類の定住の要素を含む海外の資産については、基本的に農耕を生業の基盤として発達した新石器文化を示す資産であり、また、堀（濠）を周囲に巡らす集落構造がみられる。また、日本列島近隣の東アジア、ロシア沿海州においても、同様の様相を確認できる。

このことから、狩猟・採集・漁労を生業の基盤として定住し成熟した文化を発達させ、自然資源の維持・管理を目的とした自然環境へ積極的な関与により生業を維持し、協調的な社会を作りあげ、縄文時代約1万年にわたる持続可能な発展を遂げたことを証明する「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」は、アジア地域においても先史時代の特徴ある文化として世界遺産一覧表に追加すべき要素を持つといえる。

アジア地域以外において、既に世界遺産一覧表に記載されている、推薦資産と同時期の人類の定住の要素を含む海外の資産については、アフリカ大陸にある資産を除き、基本的に農業や牧畜を生業の基盤として発達した文化を示す資産であり、日本列島以外では、堀（濠）や壁を巡らす集落構造が一般的である。また、比較対象としたアフリカ大陸の2つの資産のうち、「トゥウェイフルフォーンテン」、「サルーム・デルタ」は、狩猟・採集を生業の基盤として発展した文化を示す資産で推薦資産と類似性をもつが、「トゥウェイフルフォーンテン」は岩絵を中心とした資産で情報が限定的であること、また、「サルーム・デルタ」は、土地が少なく農耕・牧畜に適さない地理的環境にある資産である。

これらのことから、世界遺産一覧表には、単一資産、連続性のある資産のどちらにも、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」と同様の資産は掲載されておらず、人類史の初期の発展モデルに全く新しい典型を付け加えるものとして、世界遺産一覧表へ追加する価値のある資産であるといえる。

② 日本国内資産との比較分析

縄文時代における北海道・北東北の地域は、文化的な共通性と強い継続性を持つ地域であり、遠くは九州北部や四国まで文化的な影響力を持つ地域である。

また、縄文時代の顕著な普遍的価値を示す要素を含む資産や、特徴的な遺物も数多く、文化の多様性や先進性が見られる代表的地域である。

さらに、産地が限定されるヒスイやアスファルトが、遠隔地である北海道・北東北から多く出土しており、求心力を持った地域であるといえる。

このように、日本列島の中の北海道・北東北の地域は、縄文文化を代表する地域であり、日本列島全体に展開した縄文文化の顕著な普遍的価値は、この地域の縄文遺跡群から過不足なく説明できる。

10. 構成資産の一覧表及び位置図

一覧表：別紙1 構成資産の一覧表のとおり

位置図：別紙2 構成資産の位置図のとおり

11. 緩衝地帯（バッファ・ゾーン）の位置図と適用される規制の内容

緩衝地帯の位置図：別紙2 構成資産の位置図のとおり

〔適用される規制の内容〕

推薦資産は、緩衝地帯に既に適用されている法令等による規制及び設置する包括的保存活用体制で保護することとし、緩衝地帯に既に適用されている法令等のうち、規制が緩衝地帯の保護に有効に機能すると考えられる法令等を以下のとおり整理した。

| 構成資産 | 緩衝地帯において有効に機能すると考えられる法令等 |
|-----------|---|
| キウス周堤墓群 | 文化財保護法、都市計画法、北海道景観条例 |
| 北黄金貝塚 | 文化財保護法、都市計画法、北海道景観条例 |
| 入江・高砂貝塚 | 文化財保護法、都市計画法、北海道景観条例、洞爺湖町河川管理条例 |
| 鷺ノ木遺跡 | 文化財保護法、北海道景観条例、森町河川管理条例 |
| 大船遺跡 | 文化財保護法、森林法、河川法、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律、函館市景観条例 |
| 垣ノ島遺跡 | 文化財保護法、森林法、河川法、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律、函館市景観条例 |
| 三内丸山遺跡 | 文化財保護法、都市計画法、河川法、青森市景観条例、青森県都市公園条例 |
| 小牧野遺跡 | 文化財保護法、都市計画法、河川法、青森市景観条例、青森市小牧野遺跡の保護に関する条例 |
| 大森勝山遺跡 | 土砂災害法、弘前市景観条例 |
| 是川石器時代遺跡 | 文化財保護法、都市計画法、八戸市景観条例 |
| 長七谷地貝塚 | 八戸市景観条例 |
| 亀ヶ岡石器時代遺跡 | 文化財保護法、森林法、砂利採取法、青森県景観条例 |
| 田小屋野貝塚 | 文化財保護法、森林法、砂利採取法、青森県景観条例 |
| 二ツ森貝塚 | 文化財保護法、森林法、青森県景観条例 |
| 大平山元遺跡 | 文化財保護法、青森県景観条例 |

| 構成資産 | 緩衝地帯において有効に機能すると考えられる法令等 |
|--------|---|
| 御所野遺跡 | 森林法、河川法、砂利採取法、一戸町景観条例 |
| 大湯環状列石 | 文化財保護法、河川法、秋田県景観を守る条例、鹿角市環境保全条例 |
| 伊勢堂岱遺跡 | 文化財保護法、森林法、河川法、秋田県景観を守る条例、(北秋田市景観条例策定中) |

(2) 緩衝地帯保護の連携

プロパティの価値が損なわれることがないように、関係法令の許認可権者との連携体制である包括的保存活用体制を構築し、包括的保存管理計画の中に位置づける。

1.2. 保存管理計画の策定状況

(1) 構成要素に係る保存管理計画の策定状況

| 策定・予定時期 | 構成資産 |
|-------------|--|
| 平成 24 年 3 月 | 小牧野遺跡 |
| 平成 25 年 3 月 | 御所野遺跡 〔既存の保存管理計画への追記等：2 遺跡〕 亀ヶ岡石器時代遺跡、田小屋野貝塚 |
| 平成 26 年 3 月 | 〔既存の保存管理計画への追記等：1 遺跡〕 大湯環状列石 |
| | 〔既存の整備計画への追記等：4 遺跡〕 入江・高砂貝塚、大船遺跡、三内丸山遺跡、伊勢堂岱遺跡 |
| | 〔新たに策定：9 遺跡〕 キウス周堤墓群、北黄金貝塚、鷲ノ木遺跡、垣ノ島遺跡、大平山元遺跡、二ツ森貝塚、大森勝山遺跡、是川石器時代遺跡、長七谷地貝塚 |

(2) 資産全体の包括的保存管理計画の検討状況

包括的保存管理計画の構成、保存管理体制と保全機能、盛り込むべき各構成資産の具体的な保存管理計画に関する内容の整理を進めた。また、アクションプラン策定に向けて、記載内容を整理した。

今後は、文化庁との協議を引き続き行い、精度を高める。

1.3. 推薦に向けた今後の準備スケジュール（目標）

| | |
|----------|---------------------------------|
| 平成 25 年度 | ○世界遺産推薦書原案提出 ○世界遺産登録推薦書原案の改訂 |
| 平成 26 年度 | ○国へ推薦書案を提出／国からユネスコ世界遺産委員会へ推薦書提出 |
| 平成 27 年度 | ○イコモスによる現地調査 |
| 平成 28 年度 | ○ユネスコ世界遺産委員会で審査・登録 |

1.4. その他

縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会委員による意見交換会の開催
(平成 26 年 3 月 14 日)

文化庁から示されている、諸課題（構成資産、復元整備）の整理及び包括的保存管理計画案の記載内容等について、意見交換を行い、課題整理に向けた助言を得た。

別紙1 構成資産の一覧表

資産名称

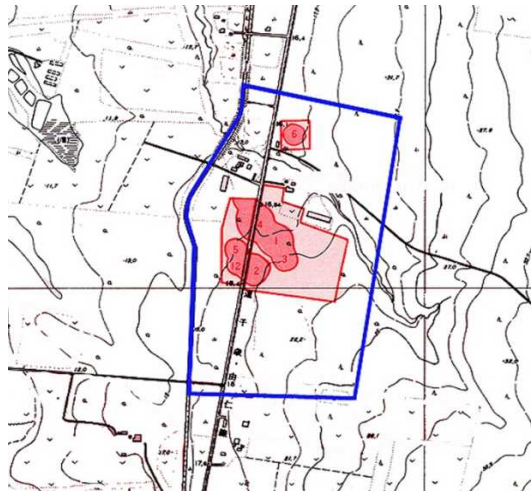
北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群

| No. | 構成資産の名称 | 国の保護措置状況 | その他の保護措置状況 | 所在地 | 指定にむけた準備状況 | 備考 |
|-----|----------------------------|----------|------------|---------|---|----|
| 1 | きうすしゅうていぼぐん キウス周堤墓群 | 国指定史跡 | | 北海道千歳市 | | |
| 2 | きたこがねかいづか 北黄金貝塚 | 国指定史跡 | | 北海道伊達市 | | |
| 3 | いりえ・たかさごかいづか 入江・高砂貝塚 | 国指定史跡 | | 北海道洞爺湖町 | | |
| 4 | わしのきいせき 鷺ノ木遺跡 | 国指定史跡 | | 北海道森町 | | |
| 5 | おおふねいせき 大船遺跡 | 国指定史跡 | | 北海道函館市 | | |
| 6 | かきのしまいせき 垣ノ島遺跡 | 国指定史跡 | | 北海道函館市 | | |
| 7 | さんないまるやまいせき 三内丸山遺跡 | 国指定特別史跡 | | 青森県青森市 | | |
| 8 | こまきのいせき 小牧野遺跡 | 国指定史跡 | | 青森県青森市 | | |
| 9 | おおもりかつやまいせき 大森勝山遺跡 | 国指定史跡 | | 青森県弘前市 | | |
| 10 | これかわせつきじだいせき 是川石器時代遺跡 | 国指定史跡 | | 青森県八戸市 | | |
| 11 | ちようしちやちかいづか 長七谷地貝塚 | 国指定史跡 | | 青森県八戸市 | | |
| 12 | かめがおかせつきじだいせき 亀ヶ岡石器時代遺跡 | 国指定史跡 | | 青森県つがる市 | | |
| 13 | たごやのかいづか 田小屋野貝塚 | 国指定史跡 | | 青森県つがる市 | | |
| 14 | ふたつもりかいづか 二ツ森貝塚 | 国指定史跡 | | 青森県七戸町 | | |
| 15 | おおだいやまもといちいせき 大平山元遺跡 | 国指定史跡 | | 青森県外ヶ浜町 | | |
| 16 | ごしょのいせき 御所野遺跡 | 国指定史跡 | | 岩手県一戸町 | | |
| 17 | おおゆかんじょうれっせき 大湯環状列石 | 国指定特別史跡 | | 秋田県鹿角市 | 史跡内の未指定地(神社地)については平成26年度に追加指定申請を行うことにしている | |
| 18 | いせどうたいいせき 伊勢堂岱遺跡 | 国指定史跡 | | 秋田県北秋田市 | | |

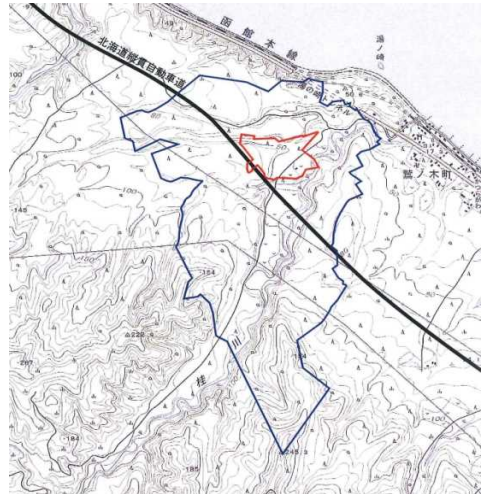
別紙2 構成資産の位置図(1)

赤線:プロパティ
青線:緩衝地帯

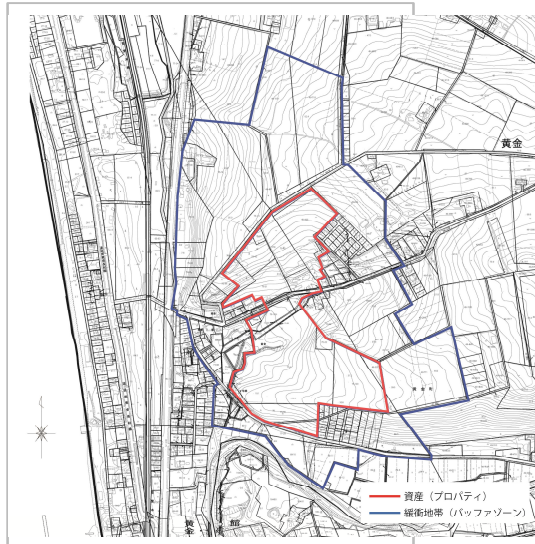
1. キウス周堤墓群



4. 鷺ノ木遺跡



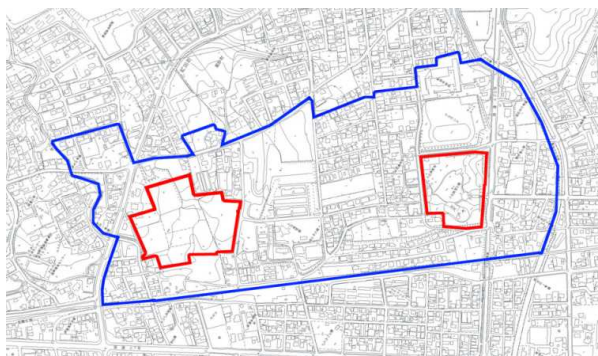
2. 北黄金貝塚



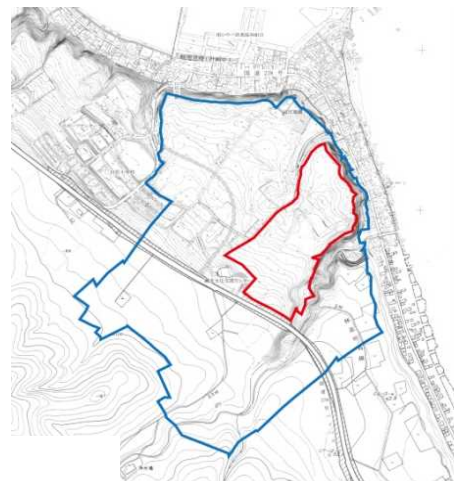
5. 大船遺跡



3. 入江・高砂貝塚



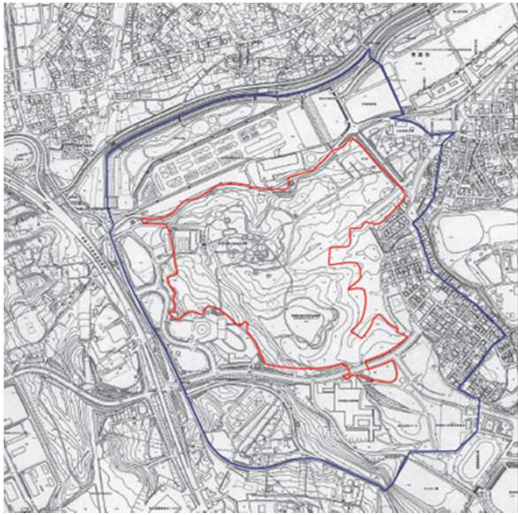
6. 垣ノ島遺跡



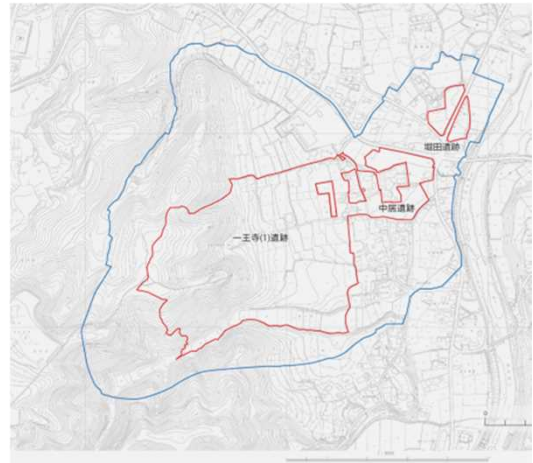
別紙2 構成資産の位置図(2)

赤線:プロパティ
青線:緩衝地帯

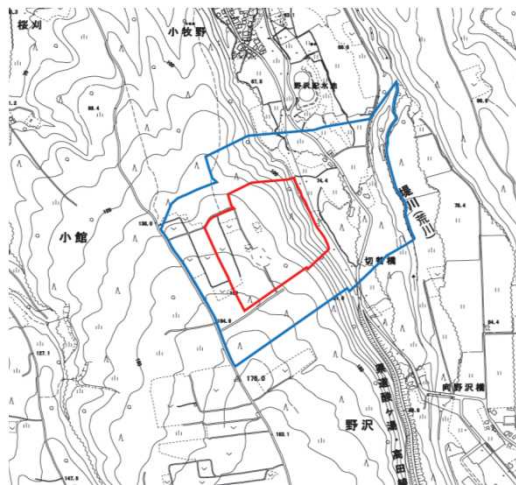
7. 三内丸山遺跡



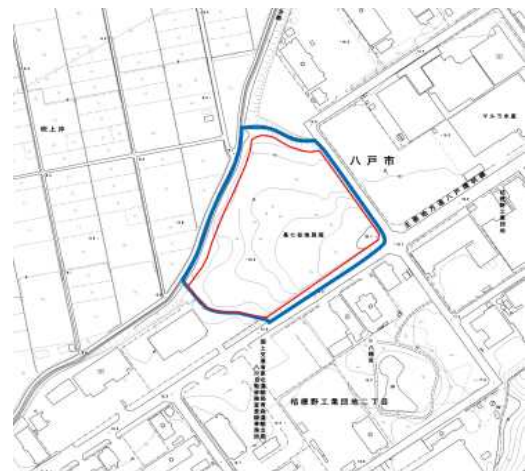
10. 是川石器時代遺跡



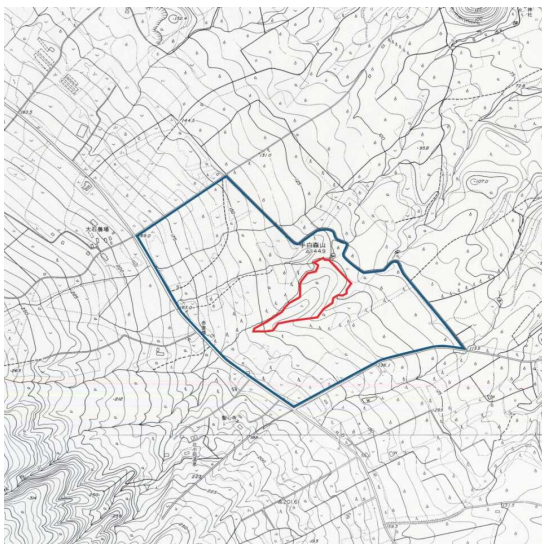
8. 小牧野遺跡



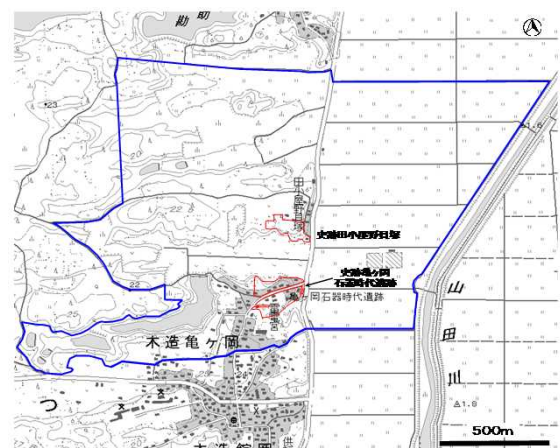
11. 長七谷地貝塚



9. 大森勝山遺跡



12. 亀ヶ岡石器時代遺跡

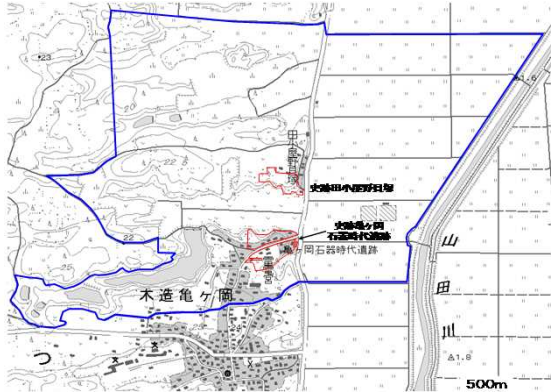


別紙2 構成資産の位置図(3)

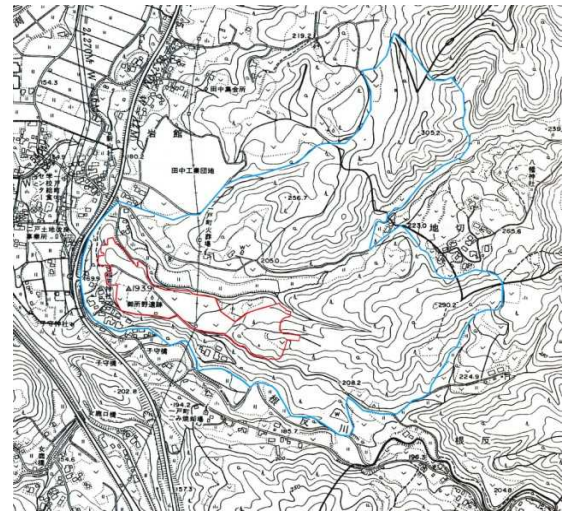
赤線:プロパティ

青線:緩衝地帯

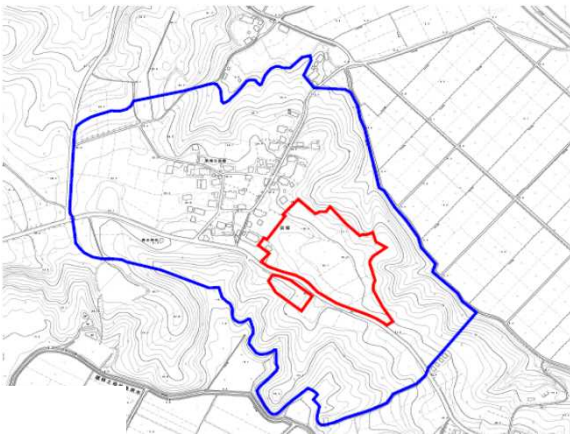
13. 田小屋野貝塚



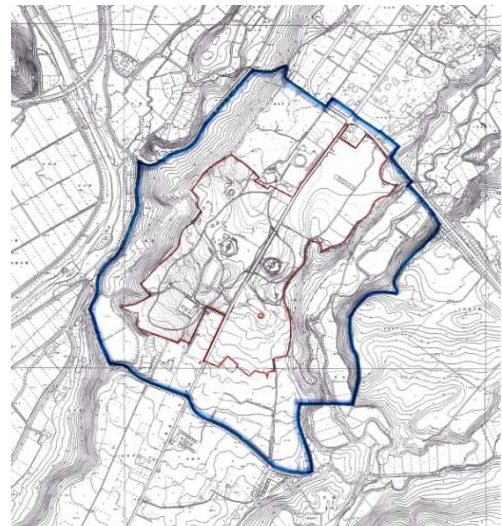
16. 御所野遺跡



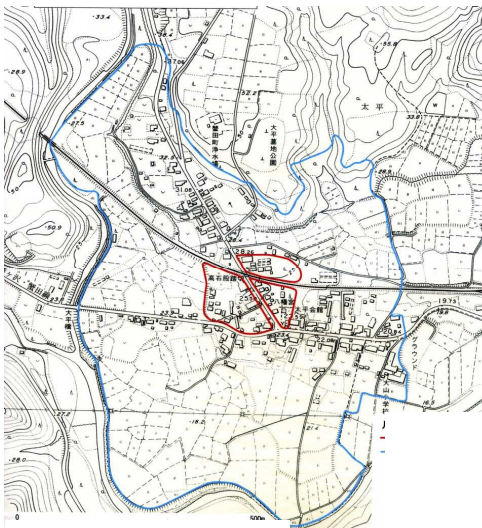
14. ニツ森貝塚



17. 大湯環状列石



15. 大平山元遺跡



18. 伊勢堂岱遺跡

